

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(経済産業省 経済産業政策局 産業創造課)

項目名	国外転出時課税制度に関する所要の措置											
税目	所得税											
<p>要望の内容</p>	<p>非上場株式を担保とする場合の納税猶予手続きについて、株券によらない担保提供を可能とするため、所要の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="887 790 1484 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>-</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(-)</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(-)</td> <td>百万円</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	-	百万円	(制度自体の減収額)	(-)	百万円	(改正増減収額)	(-)	百万円
平年度の減収見込額	-	百万円										
(制度自体の減収額)	(-)	百万円										
(改正増減収額)	(-)	百万円										
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 スタートアップの円滑な海外展開を促進することで、ユニコーン（評価額が 10 億ドルを超える、設立 10 年以内の未上場のベンチャー企業）に代表されるようなメガスタートアップを創出し、日本企業の競争力を強化することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 骨太（令和 4 年 6 月閣議決定）に記載のあるとおり、スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手であり、スタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することが必要。</p> <p>特に、ユニコーンに代表されるようなメガスタートアップを創出するには、市場を国内に閉じず、海外の広大なマーケットを取る必要があるものの、現状、日本のスタートアップは海外展開が十分に進んでいない。</p> <p>その要因として、スタートアップ企業の経営者のマインドや海外展開の知見の不足といった点も挙げられるが、国外転出時課税制度がスタートアップの海外展開の支障になっているとの指摘もある。</p> <p>具体的には、スタートアップが海外進出する際、既存株主、現地投資家、現地の人材への経営陣のコミットメントを示し、海外進出の実効性を高めるために経営陣が自ら現地に赴任する必要があるが、スタートアップの株式を保有する経営者陣自身が海外に赴任する際、評価額次第では、国外転出時課税制度の課税対象となり、多額の納税資金が必要。</p> <p>この点、担保提供による納税猶予の制度も設けられているが、株券不発行が原則となっている中、非上場株式の場合は株券による担保提供が必要であり、定款変更により株券発行会社に変更する（将来の上場時には株券不発行会社に戻す）必要があり、スタートアップの海外進出の弊害となっているとの指摘がある。</p> <p>更なる成長を志向する日本のスタートアップの海外進出を促す環境を整備するため、国外転出時課税制度について、非上場株式についても、株券の発行を行わずとも株式による担保提供も可能とする見直しを行う。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済構造改革の推進</p> <p>○新しい資本主義のフォローアップ（2022年6月7日閣議決定）</p> <p>Ⅰ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>Ⅲ. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進</p> <p>（1）スタートアップ育成5か年計画の策定</p> <p>・スタートアップの海外展開を支援するため、創業者等の株主が一時的に出国し海外で立上げ準備を行う場合の税制措置の利便性向上について検討する。</p>																																													
		政策の達成目標	日本のスタートアップが海外進出する際の環境整備を行い、ユニコーンに代表されるようなメガスタートアップを創出する。																																													
		租税特別措置の適用又は延長期間	—																																													
		同上の期間中の達成目標	—																																													
		政策目標の達成状況	<p>日本もユニコーンを創出しているが、そのスピードは、米国のみならず中国やインドにも及ばず、世界との差が開いている状況</p> <p>各国のユニコーン企業数の推移*1 ユニコーン企業価値合計の国際比較*2</p> <table border="1"> <caption>各国のユニコーン企業数の推移*1</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>アメリカ</th> <th>中国</th> <th>インド</th> <th>日本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017</td> <td>~50</td> <td>~40</td> <td>~10</td> <td>~5</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td>~90</td> <td>~80</td> <td>~15</td> <td>~10</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>~130</td> <td>~110</td> <td>~20</td> <td>~15</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>~190</td> <td>~130</td> <td>~25</td> <td>~20</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>~280</td> <td>~170</td> <td>~40</td> <td>~25</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>ユニコーン企業価値合計の国際比較*2</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>企業数</th> <th>価値合計 (億ドル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>11社</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>欧州</td> <td>116社</td> <td>3,810</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>170社</td> <td>5,751</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>488社</td> <td>16,425</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 2021年12月時点でユニコーンではない企業は積算されていない。*2: 1ドル=115円で換算。</p>	年	アメリカ	中国	インド	日本	2017	~50	~40	~10	~5	2018	~90	~80	~15	~10	2019	~130	~110	~20	~15	2020	~190	~130	~25	~20	2021	~280	~170	~40	~25	地域	企業数	価値合計 (億ドル)	日本	11社	153	欧州	116社	3,810	中国	170社	5,751	米国	488社	16,425
		年	アメリカ	中国	インド	日本																																										
2017	~50	~40	~10	~5																																												
2018	~90	~80	~15	~10																																												
2019	~130	~110	~20	~15																																												
2020	~190	~130	~25	~20																																												
2021	~280	~170	~40	~25																																												
地域	企業数	価値合計 (億ドル)																																														
日本	11社	153																																														
欧州	116社	3,810																																														
中国	170社	5,751																																														
米国	488社	16,425																																														
要望の措置の適用見込み	—																																															
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>株券不発行会社が納税猶予を適用するためには、株券発行のための株主総会の決議・定款変更や株券の管理、上場時に株券不発行会社にするための株主総会等が必要になり、スタートアップの海外進出の弊害となっているとの指摘がある。</p> <p>このため、株券発行によらない担保提供を可能とすることは、スタートアップの手続き・管理コストを軽減させ、スタートアップの円滑な海外進出を促進することができるため、政策目的の達成に有効な手段である。</p>																																															
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																																														

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	今後、国内市場規模は相対的に減少する見通しであるため、ユニコーンに代表されるようなメガスタートアップを創出するには、市場を国内に閉じず、海外の広大なマーケットを取る必要がある。一方で、現状、日本のスタートアップは海外展開が十分に進んでいないため、更なる成長を志向する日本のスタートアップの海外進出を促す環境整備を行うことは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	—